

次期リサイクル施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務 質問書（技術提案関係）

番号	該当箇所	質問事項	回答事項
1	仕様書 P6 第 2 章 第 1 節(2) 事業範囲の検討	造成（搬入道路含む）工事は、次期リサイクル施設整備及び運営事業には含まず、別途工事発注されるかと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	仕様書 P6 第 2 章 第 1 節(7) 募集・選定スケジュールの検討	文化財保護法、土壌汚染対策等に関連して、事業スケジュールが大きく変更となるような見込みはないかと考えてよいでしょうか。	ご指摘の関係法令に関する調査・届出等については、随時、県及び関係市町の所管部署と調整を行っております。現状においては事業スケジュールの変更の見込みはございません。
3	仕様書 P7 第 2 章 第 4 節(2) 要求水準書の作成	用水は井水を計画されていますが、その使用に対し、特に問題となる成分等は含まれていない（揚水可能量の制限を含む）と考えるとよいでしょうか。	昨年度、施設での井水利用を想定した「揚水試験」を実施しております。建設地において、施設における計画水量を揚水した上で、建設地及び周辺家屋の水位・水質の変化を観測しておりますが、特に問題がございませんでした。
4	仕様書 P7 第 2 章 第 4 節(2) 要求水準書の作成	現状の電気事業者、下水道管理者との協議状況と内容についてご教示ください。	現時点において、電気事業者との協議等は行っておりません。（建設地近隣に高圧線鉄塔あり）下水道につきましては、鳥栖市の所管部署との協議を実施し、放流量を含め下水道接続について技術的に問題ないことを確認しており、今後の敷地造成工事の進捗に合わせて詳細を協議した上で必要な手続きを実施することとしております。
5	作成要領 第 2 条 (5) 実施スケジュール案	「履行期限前に業務が終了してもよい」との記載がありますが、貴組合としては、工期短縮を要望されていると考えればよいでしょうか。（どちらの提案も無理なく可能であり、貴組合の要望に沿った提案を行うためです。） なお、本業務の工期を短縮した場合、新施設の竣工時期や運営期間（開始／終了時期）も変更するお考えでしょうか。	本業務の履行期間は、令和 11 年 4 月の新施設稼働開始を踏まえ設定しているため、作成要領に記載している意図としては、工期短縮を要望しているものではありません。また、仮に本業務の工期が短縮された場合においても新施設の竣工時期や運営期間を変更する予定はございません。

6	仕様書 P1 第 1 章 第 1 節	<p>業務目的に「廃棄物処理施設整備に係る専門的な知見に基づく基本設計等の作成や契約手続きを行う必要があることから」という記載がございますが、「第 2 章 特記仕様書」には、基本設計を策定する仕様の記載がございません。</p> <p>次期施設の基本設計は策定済みという理解で良いでしょうか。</p>	<p>本業務に関連する実施済の業務につきましては、仕様書の第 2 章 特記仕様書 第 9 節 (1) に記載のとおりであり、施設整備基本計画は策定しておりますが、基本設計は策定しておりません。</p> <p>仕様書の第 1 章 第 1 節に記載している「基本設計等の作成」につきましては、第 2 章 特記仕様書内の要求水準書の作成等に含まれます。</p>
---	-----------------------	---	---